

# **第 1 回地区庶務担当理事連絡協議会**

と き 平成 24 年 4 月 21 日（土）午後 5 時～

ところ 京都国際ホテル

## **△森会長挨拶**

冒頭、新公益法人制度への移行に触れ、府医は来年 4 月の一般社団法人への移行を目指していることを報告。移行の関係上、任期が 1 年 3 か月と短い、先生方の支援をいただきながらやっていきたいとの意向を示した。

続いて地域医療を円滑にするための府医の活動として京都府医療トレーニングセンターの運営や府内統一の連携パス作成等を挙げ、地区医師会に対しても、地域に根ざした病院との連携を深めていただき、地区の先生方のご意見を活かしながら連携を更に進めていきたいと協力を依頼。

また、診療報酬改定については、「わずかながらプラスと表面的にはなっているが地域の医療を担っている診療所の先生方にとってはあまりプラスになっていないのが実情。国の方策として、在宅医療の推進、病診連携等、今後ますます議論されていくと思うが、中心となっただけの診療所の先生方が十分に活躍できるようなものにしていきたい」との姿勢を示した。

最後に日医会長選挙での多大な支援に対する謝意を表した。そして、「今後も政権にすり寄らないという基本姿勢が変わりはなく、京都発で地域医療を進め、医療制度のあり方を検討・提言していく。日本の医療、地域医療を変えていくのは京都からという想いをこれからも持ち続け、発信していきたい」との強い決意を示すとともに、地区医師会の協力を求めた。

## **△報告ならびに協議事項**

### **1. 庶務関係連絡事項について（松井理事）**

「地区医師会長への連絡依頼事項」を各地区に配付。特に医療機関の開設その他諸手続きに関して、医療機関名称や診療科名（広告規制）等について確認いただき、不適切であると思われる事例があれば、事前に府医総務課へご相談いただくよう依頼した。また、府医事務局休務時（ゴールデンウィーク・年末年始）における会員ご逝去の際の弔辞、供花等の手配について協力を依頼した。

### **2. 地区医師会との懇談会及び保険医療懇談会について（松井理事）**

今年度も地区医師会との懇談会を例年通り開催することを案内、連休明けに各地区の開催希望日を確認し、開催日程調整を実施することを報告し、例年 10 月、11 月に各地区の希望日が集中することから、配慮いただくよう依頼した。また、一昨年前まで府医から各地区医会員に対して往復はがきで懇談会の案内を送付していたが、不要とする地区が複数あることや経費の問題から、今年度からは基本的に廃止にする意向を示し、事務所の無い地区医師会のうち、希望する地区のみに往復はがきでの案内をすることを報告、協力を依頼した。

### **3. 地区役員の改選に伴う府医代議員・予備代議員の補欠選挙について（松井理事）**

地区役員改選に伴い府医代議員・予備代議員を変更される場合は、補欠選挙が必要となるため、まず別紙用紙に「辞任届の必要枚数」「送付先」「選挙事務所ならびに投票所」等を記入の上、FAXにて5月8日（火）までに総務課へ返送いただくよう依頼した。

### **4. 最近の中央情勢について（城守理事）**

3月中旬から4月中旬にかけての社会・医療保険状況について、消費税の話題を中心に説明した。

### **5. 学術講演会の今後の予定について（小野理事）**

5月に予定している京都府医師会学術講演会を紹介し多数の参加を呼びかけた。

### **6. 平成24年度生涯教育事業負担金について（小野理事）**

生涯教育事業負担金は、京都府からの公衆衛生補助金を財源とし、一部を地区医師会の生涯教育事業に対する補助として府医から地区医師会に対し交付しているものであるが、昨年度より負担金の使途について、事業実施報告書の提出をお願いしていることを報告。今年度は、①年度初めに負担金の交付希望の有無を確認、②事業計画書を提出、③計画書をもとに府医理事会において負担金交付を決定、④事業を実施の上2013年2月頃事業実施報告書を提出、⑤負担金を交付、との流れで進めたい、との方針を説明し、各地区の協力を求めた。なお、府医としても補助金使途の透明性を強め、京都府からの補助金継続が円滑に行われるよう努めたい意向を示し、改めて文書で案内すると報告した。

### **7. 「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」について（小野理事）**

産学連携活動を行う上で、医療機関・医療関係者と特定の企業・製品の関係を透明にするために、日本製薬工業協会によって策定されたガイドラインであると説明。メーカー等が各社の決算終了後にウェブサイト等を通じ、前年度分の資金提供状況を公開すると報告した。また医師会関係では製薬メーカー共催の学術講演会等に対して、会員個人関係では講師謝金や原稿執筆料等に対して細かく公表が行われるとした上で、「個人情報にかかわるものであるため、個別に製薬メーカーと医師会あるいは会員の間で、公表も含めた内容の契約書が交わされることになる。ご承知いただきたい」と依頼した。

相楽医師会から、ガイドライン制定によって講演依頼件数に変動があるか、また企業からの共催依頼を受ければ「医師会に講演会のためお金を払った」という表現になるのかとの質問が出された。

小野府医理事は、件数については企業の方針によるが、企業として学術活動に対する費用という形であれば費用を捻出しやすいと考えられ、最近の傾向として学術活動に係る経費支出に対して積極的な印象があると説明。「導入当初、マスコミがどのように報道するかは想像に難くない。おそらく〇〇講演会に対し〇〇円、という形で公表されると思われるため、

それをご承知いただいた上で共催とするか企業単独主催で開いていただくかを判断してほしい」と依頼した。

森府医会長は「企業もどのように対応すべきかわかっていない。企業側からすれば、医師会からの要求による共催という形が望ましく、そのように取り扱われる可能性も高い。また企業としては講演会1回の単価が下がり、回数を増やすのが妥当という方向になり得る。無理に共催をする必要はない」としながらも、「企業単体では生涯教育の単位として申請できない。生涯教育の一環として従来の回数を超えない程度で対応していただければありがたい」と説明した。

## **8. 平成24年度京都府医師会会員福祉事業の予定について（米林理事）**

平成24年度の府医会員福祉事業の予定を紹介するとともに、奮ってご参加いただくよう地区での周知を依頼した。また、参加人数の減少に伴い平成22年度からシニアゴルフ大会と地区対抗ボウリング大会を府医主催として開催していないことを報告した。

## **9. 地区からのご意見・ご要望**

### **【与謝】**

**診療報酬改定の説明会について、病院と診療所への説明を分け、必要な部分だけを聞けるようにできないか。**

森府医会長は、先に診療所分の説明をし、その後病院というようなやり方も含め、検討するとの意向を示した。